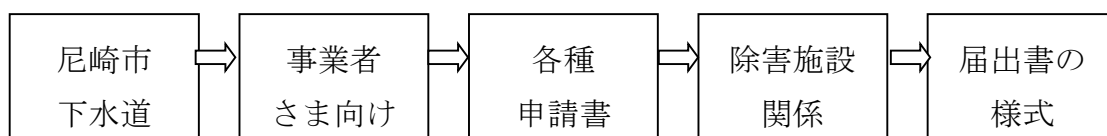


## 公共下水道一時使用開始届の書き方

対象 建設工事等で一時的に下水道を使用するとき
期限 あらかじめ

届出に必要な様式（用紙）は、特別に添付すべき図面等を除き、尼崎市公営企業局のホームページからダウンロードできます。必要な場合は、下記のとおりで検索してください。



## 公共下水道一時使用開始届

建築工事等に伴い、工事排水や地下水等の排出のため一時的に公共下水道を使用しようとする者は、あらかじめ、使用期間の時期等を尼崎市公共下水道管理者に届け出てください。

### <記入要領>

- (1) 『年月日』は届出年月日（実際に届出書を提出する日）を記入してください。
- (2) 『申請者の住所・電話番号・氏名』は届出を行う者の住所、電話番号、事業場名（屋号）、代表者の氏名を記入してください（個人の場合は、個人の住所、電話番号及び氏名）。
- (3) 『排除場所』は、工事機器を設置し、下水を排除している工事現場等の所在地を正確に記入してください。
- (4) 『排水口数』は、公共下水道に接続している排水口の数を記入してください。
- (5) 『使用期間年月日』は、工事等による公共下水道の使用期間の年月日を記入してください。
- (6) 『処理方法』は、工事排水等の土砂やモルタル等を下水道に流入しないように設置される除害施設の処理の方式を、たとえば、「沈殿式」、「中和式」等と処理の方式を記入してください。
- (7) 『施設名称』は、除害施設の名称たとえば、「濁水処理装置」、「中和装置」等と具体的に記入してください。
- (8) 添付資料として、「現場配置図（除害施設、排水経路、排水口）」、「工事工程表」、「除害施設の構造図」及び「水質根拠資料（計量証明書の写し等）」を提出してください。
- (9) 裏面の水質については、「水素イオン濃度」及び「浮遊物質量」は記入してください。また、これ以外の項目については、工事の内容、地下水の状態から判断して、下水道に流れる恐れのある物質を記入してください。

＜様式及び記入例＞

公共下水道一時使用開始届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

尼崎市公共下水道管理者 殿

申請者

住所 661-0953

.....  
尼崎市東園田町7丁目82番地

(電話番号 06-6499-4515)

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

北部浄化株式会社

.....  
代表取締役社長 北部 太郎

次のとおり公共下水道の一時使用を開始するので届け出ます。

排除場所	尼崎市東園田町7丁目82番地		排水口数	1
排出汚水の	水量	日最大 10 立方メートル		
	水量及び水質	水質	裏面のとおり	
使用期間 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和△△年△△月△△日まで			
処理方法	沈殿式	施設名称	濁水処理施設	

項 目	排水口	工事排水			単 位
	月 量	10 m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
温 度		15			度
水 素 イ オ ン 濃 度		7.0			水素指数
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量					5 日間mg/l
浮 遊 物 質 量		10			mg/l
ノルマルヘキサン	鉍物油				mg/l
抽出物質含有量	動植物油	5			mg/l
沃 素 消 費 量					mg/l
カドミウム及びその化合物					mg/l
シ ア ン 化 合 物					mg/l
有 機 燐 化 合 物					mg/l
鉛 及 び 其 の 化 合 物					mg/l
六 価 ク ロ ム 化 合 物					mg/l
砒 素 及 び 其 の 化 合 物					mg/l
総 水 銀 及 び 其 の 化 合 物					mg/l
ア ル キ ル 水 銀 化 合 物					mg/l
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル					mg/l
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン					mg/l
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン					mg/l
ジ ク ロ ロ メ タ ン					mg/l
四 塩 化 炭 素					mg/l
1 . 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン					mg/l
1 . 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン					mg/l
シ ス - 1 . 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン					mg/l
1 . 1 . 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン					mg/l
1 . 1 . 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン					mg/l
1 . 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン					mg/l
チ ウ ラ ム					mg/l
シ マ ジ ン					mg/l
チ オ ベ ン カ ル ブ					mg/l
ベ ン ゼ ン					mg/l
セ レ ン 及 び 其 の 化 合 物					mg/l
フ ェ ノ ー ル 類					mg/l
銅 及 び 其 の 化 合 物					mg/l
亜 鉛 及 び 其 の 化 合 物					mg/l
鉄 及 び 其 の 化 合 物 ( 溶 解 性 )					mg/l
マンガン及びその化合物 (溶解性)					mg/l
クロム及びその化合物					mg/l
ふっ素及びその含有量					mg/l
ほう素及びその化合物					mg/l
アンモニア性窒素等含有量					mg/l
1 . 4 - ジ オ キ サ ン					mg/l
ダ イ オ キ シ ン 類					pg-TEQ/l
※					
摘 要					

備考

- ※印のある欄は、下水道法施行令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 「摘要」の欄は、排出汚水の水量及び水質の推定の根拠等を記載すること。
- 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

## 公共下水道への排除基準一覧表

	対象物質 または項目	特定施設を設置している 工場または事業場			特定施設 のない工 場または 事業場	
		日平均排除下水量 (m <sup>3</sup> )				
		50以上	30以上50未満	30未満		
施設 標準 項目	温度 (°C)	45 (40)	45 (40)	45 (40)	45 (40)	
	沃素消費量 (mg/L)	220	220	220	220	
処 理 可 能 項 目	水素イオン濃度 (pH) (水素指数)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 (mg/L)	5	5	5	5
		動植物油脂類 ( " )	30	30	30	30
	生物学的酸素要求量 (BOD) ( " )		600 (300)	600 (300)	600 (300)	600 (300)
		浮遊物質 (SS) ( " )	600 (300)	600 (300)	600 (300)	600 (300)
	処 理 困 難 物 質	フェノール類 ( " )	5	5	5	5
銅及びその化合物 ( " )		3	3	3	3	
亜鉛及びその化合物 ( " )		2	2	2	2	
鉄及びその化合物 (溶解性) ( " )		10	10	10	10	
マンガン及びその化合物 (溶解性) ( " )		10	10	10	10	
クロム及びその化合物 ( " )		2	2	2	2	
有 害 物 質	カドミウム及びその化合物 ( " )	0.03	0.03	0.03	0.03	
	*1シアン化合物 ( " )	0.7(0.3)	0.7(0.3)	0.7(0.3)	0.7(0.3)	
	*1有機燐化合物 ( " )	0.7(0.3)	0.7(0.3)	0.7(0.3)	0.7(0.3)	
	鉛及びその化合物 ( " )	0.1	0.1	0.1	0.1	
	*1六価クロム化合物 ( " )	0.2 (0.1)	0.2 (0.1)	0.2 (0.1)	0.2 (0.1)	
	*1砒素及びその化合物 ( " )	0.1 (0.05)	0.1 (0.05)	0.1 (0.05)	0.1 (0.05)	
	水銀及びその化合物 ( " )	0.005	0.005	0.005	0.005	
	アルキル水銀化合物 ( " )	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	PCB ( " )	0.003	0.003	0.003	0.003	
	トリクロロエチレン ( " )	0.1	0.1	0.1	0.1	
	テトラクロロエチレン ( " )	0.1	0.1	0.1	0.1	
	ジクロロメタン ( " )	0.2	0.2	0.2	0.2	
	四塩化炭素 ( " )	0.02	0.02	0.02	0.02	
	1,2-ジクロロエタン ( " )	0.04	0.04	0.04	0.04	
	1,1-ジクロロエチレン ( " )	1	1	1	1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン ( " )	0.4	0.4	0.4	0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン ( " )	3	3	3	3	
	1,1,2-トリクロロエタン ( " )	0.06	0.06	0.06	0.06	
	1,3-ジクロロプロペン ( " )	0.02	0.02	0.02	0.02	
	チウラム ( " )	0.06	0.06	0.06	0.06	
	シマジン ( " )	0.03	0.03	0.03	0.03	
	チオベンカルブ ( " )	0.2	0.2	0.2	0.2	
	ベンゼン ( " )	0.1	0.1	0.1	0.1	
	セレン及びその化合物 ( " )	0.1	0.1	0.1	0.1	
	*2ほう素及びその化合物 ( " )	10(230)	10(230)	10(230)	10(230)	
	*2ふっ素及びその化合物 ( " )	8(15)	8(15)	8(15)	8(15)	
1,4-ジオキサン ( " )	0.5	0.5	0.5	0.5		
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10	10	10	10		
備 考	1 温度、pH、BOD、SSの ( ) 内の基準値は、製造業またはガス供給業に適用する。					
	2 <span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 1em; height: 1em;"></span> は直罰に関する、その他は除害施設の設置等の義務づけに関する基準値である。					
	3 *1印の物質の ( ) 内の数値は、兵庫県の「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」(上乗せ条例)に基づく基準値で、北部処理区域内の工場または事業場に適用する。					
	4 *2印の物質の ( ) 内の数値は、武庫川処理区域内の工場または事業場に適用する。					
	5 ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特定施設を設置する特定事業場に限り適用する。					
	6 ダイオキシン類の数値は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令、環境省令で定めるところにより、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの量に換算した数値とする。					